

国民健康保険・介護保険・国民年金

国民健康保険

担当：保険年金課 ☎870-4012

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき経済的に心配なく医療が受けられるよう、日頃から保険税を出し合ってみんなで助け合う制度です。

職場の保険(社会保険)に加入している人、生活保護を受けている人、75歳以上の人以外は、すべて国保に加入しなければなりません。

【こんなときには届け出を】

次のような場合、異動があった日から14日以内に保険年金課へ届け出てください。加入届が遅れるとさかのぼって保険税が掛かります。

届け出に必要なものは事前にお問い合わせください。

- ・国保に加入する場合
- ・国保を脱退する場合
- ・その他 住所・氏名などが変わったとき

●退職者医療制度

国保に加入している人で、被用者年金制度から老齢(退職)年金(厚生年金や共済年金など)の支給を受けている65歳未満の人とその被扶養者が対象です。

なお、被用者年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以上で10年以上の加入期間が必要となります。

受診時の自己負担額は本人、被扶養者共に3割です。

【届け出に必要なもの】

保険証・年金証書

●国民健康保険税

加入者の皆さんで出し合ったお金(国保税)と国・府などの負担金で医療給付費(自己負担以外の医療費)が賄われています。

国民健康保険事業を運営していくうえで、国民健康保険税は大切な財源です。

【納税方法】

国保税納税通知書は、各世帯の世帯主あてに通知しています。国保税は、6月から翌年3月の10回納期です。

国保税納付には、次の方法があります。

- ・市指定金融機関または収納代理金融機関へ直接納付
- ・口座振替による振替納付
- ・コンビニエンスストアによる納付(21年度は希望者のみ)

【途中加入・脱退】

年度の途中で国保に加入・脱退したときは月割で計算されます。

【納付が困難な人】

災害に遭ったり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な人は、お早めに国保の窓口でご相談ください。国保税の減免などの制度もあります。

●交通事故に遭ったら

【届け出を】

交通事故に遭ったら警察へ届けると共に保険年金課窓口にも届け出をしてください。保険証・印鑑・事故証明書が必要です。

【医療費は加害者が負担】

国保に加入している人が交通事故に遭った場合、その医療費は全額加害者が支払うのが原則です。従って、保険診療した場合は、加害者が負担すべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、後で国保がその医療費を被害者になり代わって加害者に請求することになります。

介護保険

担当：介護保険課 保険料グループ ☎870-0475

介護保険は、寝たきりや認知症などの介護を必要とする状態になった場合に介護サービスを受けられるよう、日頃から保険料を出し合って、みんなで助け合う制度です。

この制度に加入する被保険者は、40歳以上の人全員が対象となります。

また、その中でも、65歳以上の人第1号被保険者、40歳以上64歳以下の医療保険加入者が第2号被保険者となり、保険料の支払い方法やサービス利用などで次のような違いがあります。

	保険給付の対象者	保険料	保険料の支払い方法
第1号被保険者	・寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) ・家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	所得に応じて8段階に設定	・年金額が一定以上の人は年金から天引き ・それ以外の人は、納付書で個別に支払い
第2号被保険者	・初老期認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護などが必要となった人	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定	・医療保険料と一体的に支払い

【利用できるサービス】

在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスがあり、介護の必要度に応じて下の表のとおり実施されます。サービスを利用する前に、介護の必要度を決定する要支

援・要介護認定を受けていただき、利用する際には、費用の割の利用者負担があります。

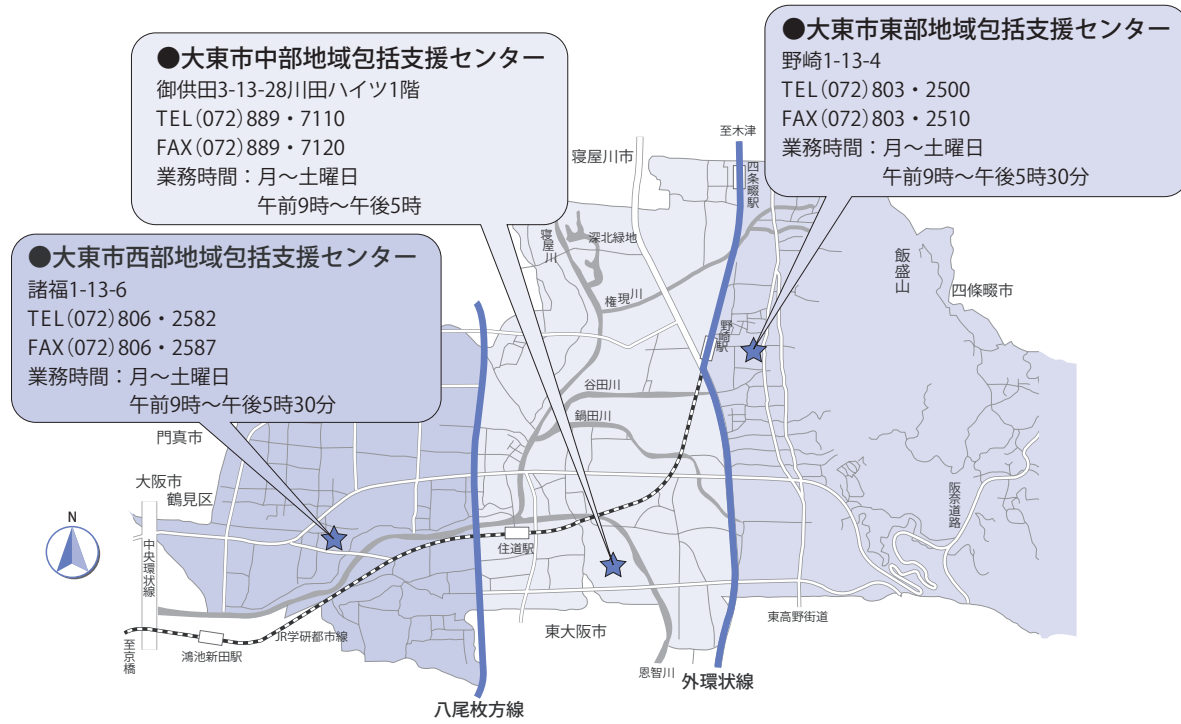
なお、施設入所は利用料のほかに居住費や食費・日常生活費が掛かります。

	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス
要介護者	・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア) ・訪問介護(ホームヘルプ) ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・訪問看護 ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 ・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給 ・短期入所生活/療養介護(ショートステイ) ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなどにおける介護)	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設(老人保健施設) ・介護療養型医療施設(療養病床など)	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)
要支援者	・介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます。	・要支援者は施設入所できません	・介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます(一部利用できないサービス有り)。

大東市の地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で元気に生活していけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的な支援を行う機関です。保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが連携して皆さんの支援を行います。ご本人やその家族、近所の人々の健康相談など、まずは気軽に電話をかけるかセンターへお立ち寄りください。

地域包括支援センターは、居住地域によって次の3カ所に分かれています。



国民年金制度

担当：保険年金課 年金グループ ☎870-9654

国民年金は、みんなが加入し、老後やいざというときに、みんなで助け合う制度で、国が責任を持って運営しています。加入者は次のとおりです。

また、加入届や免除申請に必要なものは事前にお問い合わせください。

【第1号被保険者】

厚生年金や共済組合に加入していない自営業者・農林漁業者・自由業者とその家族・学生で20歳以上60歳未満の人。

【第2号被保険者】

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者。

【第3号被保険者】

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の人(該当した場合は、配偶者の事業所を通じて届け出が必要です)。

【任意加入被保険者(希望すれば加入できます)】

過去に国民年金に加入しなかった期間や保険料を納め忘れていた期間、免除されている期間があるため満額の老齢基礎年金(平成19年度の年金額は792,100円)が受けられない人や、年金を受けるために必要な期間(保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて原則として25年以上必要)を満たしていない人などは、申し出により任意加入することができます。

●保険料

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

【定額保険料】

保険料は定額制で1カ月14,660円(平成21年度)(平成29年度まで毎年引き上げられます)。

【付加保険料】

定額保険料に付加保険料(1カ月400円)を加えて納めることにより、将来の老齢基礎年金の額を多く受け取ることができます。

【割引前納制度】

将来の一定の期間をまとめて納めると割引されます。

保険料を未納のままにしておくと年金を受給するための必要期間を満たすことができなくなる場合があります。

●保険料は安心+便利=口座振替で

口座振替なら、一度手続きをすると指定の口座から自動的に引き落とされるので、金融機関に出向く手間も省け、納め忘れも防げます。大切な年金を、将来確実に受けるための強い味方です。

手続きは、預(貯)金口座のある金融機関や郵便局で行ってください。

●免除と追納

【法定免除】

生活保護法による生活扶助、障害年金などを受けている人。

【申請免除】

収入が少ない、失業したなどの理由で納付が困難な人。国が定める免除基準があります。

【追納】

免除を受けた期間の年金額は減額されますので、生活に余裕ができたときに10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。

【学生納付特例制度】

学生本人の所得が一定額以下であれば、申請することにより猶予されます。

【若年者納付猶予制度】

30歳未満の被保険者で、本人と配偶者の所得が一定額以下であれば、申請することにより猶予されます。

学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間は、老齢や障害、遺族基礎年金を受けるために必要な資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

なお、一般の免除と同様に追納ができます。

●現在年金を受けている人、こんなときには届け出を

- ・住所・氏名が変わったとき・年金の受け取り方法を変えたとき
- ・年金証書をなくしたり汚したりしたとき
- ・年金の受給者が亡くなったとき

こんな年金が受けられます

年金の種類	こんなとき	受けられる資格	請求に必要なもの
老齢基礎年金	国民年金に加入して受給資格期間を満たした人が65歳になったとき	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときに支給されます	・年金手帳・印鑑・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日があり年金法で定めた1、2級の障害の状態になったとき	(1) 初診日が被保険者期間中であること。ただし、60歳以上65歳未満の期間中に初診日がある人は、被保険者期間中だけでなくもよい (2) 障害認定日などにおいて、政令で定める一定程度の障害の状態にあること (3) 一定の保険料納付要件を満たしていること。ただし、被保険者でない20歳前の初診日の傷病により障害の状態になった人は、保険料納付要件は問われない	・年金手帳・印鑑・住民票の写し・所定の診断書・申立書・受診状況証明書・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき	(1) 死亡した人によって生計を維持されていた子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または、20歳未満で1・2級の障害の状態にある子)のある妻または子に支給されます (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること	・年金手帳・印鑑・死亡診断書・戸籍謄本・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書・在学証明書・所得(非課税)証明
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡したとき	(1) 10年以上の継続していた婚姻関係がある妻 (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること (3) 夫によって生計を維持されていたこと (4) 夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがないこと	・年金手帳・印鑑・死亡診断書・戸籍謄本・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書・所得(非課税)証明
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が年金を受けないで死亡したとき	死亡したときに生計を同一にしていた遺族(配偶者、子など)。ただし、遺族基礎年金・寡婦年金を受けるときは、支給されない	・年金手帳・印鑑・住民票の写し・戸籍謄本・金融機関の通帳

※請求の際には、ほかにも必要な書類がある場合もありますので、事前によく確認のうえ、手続きを行ってください。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

担当:保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎870-9629

75歳以上(一定の障害があると認定された人は65歳以上)になると、「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」で医療機関に掛かることになります。

●受診時の自己負担割合

自己負担割合は一般の人は1割、一定以上の所得がある人は3割となります。

●後期高齢者医療保険料

保険料は世帯単位ではなく、被保険者一人一人が納めることになります。

納付方法は次の2種類があります。納付方法によって納付回数異なりますが、納付する保険料の年額は同じです。

【特別徴収】

原則として、年額18万円以上の年金受給者は年金からの天引きで保険料を納めていただきます。毎年度4月から翌年2月までの6回の年金支給の際に保険料を天引きします。特別徴収は10月から開始されることもあり、この場合は10月から翌年2月までの3回で年間の保険料を納めていただきます。

年金額が年額18万円以上であっても、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人や、そのほか事情のある人は普通徴収となります。

特別徴収を口座振替による普通徴収に変更することもできます。ご希望の場合は後期高齢窓口でご相談ください。

【普通徴収】

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。普通徴収の納期は毎年7月から翌年3月までの9回です。

後期高齢者医療保険料を口座振替で納めていただくには、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入前に国民健康保険税などを口座振替で納めていただいていた場合も別途、金融機関で手続きが必要です。

●各種手続や制度についての問い合わせ先

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の事務は、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して行います。基本的な役割分担は次のとおりです。

【広域連合】・・・制度の運営

1. 被保険者の資格認定・管理
2. 保険料の決定
3. 医療給付
4. 保健事業(健診など)

【市区町村】・・・窓口業務

1. 保険料の徴収
2. 被保険者証の引き渡し
3. 各種届出・申請の受付